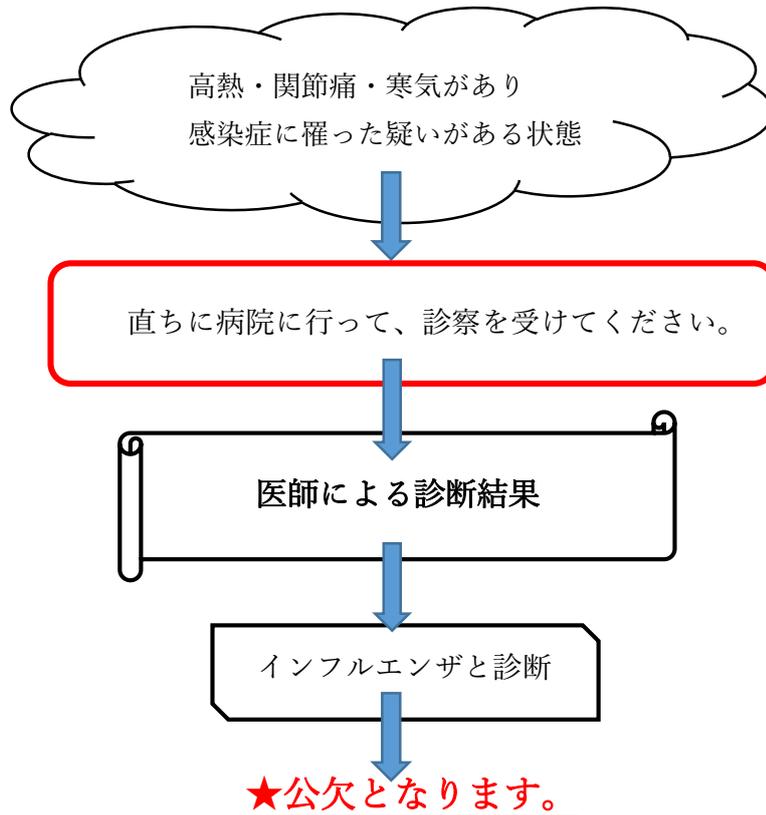


感染症（インフルエンザ）に罹患した場合は以下のとおり対応してください。



☆出席停止期間の基準☆  
発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過する。（学校保健安全法施行規則）

- ①大学(学部・学科の総研)に連絡してください。
- ②《インフルエンザ経過報告書》を大学のホームページよりプリントアウトして体温の記録等を出席停止期間まで記録してください。
- ③登学再開日に《公欠届》《インフルエンザ経過報告書》《処方薬説明書・薬局の領収書》を各学部・学科の担任に提出してください。（下記のインフルエンザ出席停止早見表を参考にしてください）

**【インフルエンザ出席停止早見表】**

例	発症日	発症後 5日間（出席停止期間）					発症後 5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に解熱した場合		解熱 1日目 2日目					登校 OK		
発症後 2日目に解熱した場合			解熱 1日目 2日目				登校 OK		
発症後 3日目に解熱した場合				解熱 1日目 2日目			登校 OK		
発症後 4日目に解熱した場合					解熱 1日目 2日目			登校 OK	
発症後 5日目に解熱した場合						解熱 1日目 2日目			登校 OK

★発症日（0日目）は病院に受診した日ではなく、インフルエンザ症状（発熱、関節痛など）が始まった日のことをいいます。

★個人によって症状や経緯は違いますので、かかりつけ医にご相談ください。